

学校保健

平成13年3月1日

No. 236

(財)日本学校保健会ホームページアドレス
<http://www.hokenkai.or.jp/>JAPANESE SOCIETY
OF
SCHOOL HEALTH

(財)日本学校保健会

21世紀の学校歯科保健

(財) 日本学校保健会 副会長 西連寺 愛憲



日本学校歯科医会では、過去5年間に亘り全国学校歯科保健研究大会に於て「21世紀の学校歯科保健」を主題に据えて研究協議を重ねましたので、その成果と課題の中に、学校保健全体に参考になることがあればと思い、ここに記してみます。先ず、この主題設定の意図は、21世紀を目前にした当時において学校歯科保健がかかえる様々な課題を掘り起こし、かつ解決法を探って、児童生徒を取り巻く人々が相互に共通理解を深めるところにありました。

このことは学校保健における学校歯科保健の独自性を確立しながら、学校歯科保健が展開してきた教育的意義を明確にして、児童生徒の歯科保健の学習と実践を支援し、さらに教職員や保護者に対しての啓発と学校保健委員会やPTAの活動の活性化等の組織活動の広範囲な実践を通して、究極には、児童生徒一人一人の生涯にわたるQOLの実現に向ける努力への支援のあり方についての協議や研究の蓄積でもありました。

その結果、5年間の成果としては、う蝕治療を主体とした活動から脱却して歯と口腔の健全育成が重要であるというコンセンサスを醸成することができ、更に全身の健康は口腔機能と密接な関係にあることの理解を児童生徒に深化させることができたことがあげられます。

健康な口腔環境を形成するための実践をするには、知識の理解—態度形成—試行—確信—価値評価—行動化のサイクルの反復で成り立つものであり、いわゆる教育行政で既に取り組んでいる「自らによる問題発見・問題解決学習」が重要であることを再認識した次第です。

21世紀のこれからの学校歯科保健は、歯科保健に関する理論の注入と成育過程で身につけてしまった好ましくない生活習慣の変容を両輪として、様々な生活習慣を改善していくことが、当面の最重要課題であると考えております。

目 次

21世紀の学校歯科保健	…1
平成12年度学校保健センター事業の概要	
・各委員会活動の概要	…2
・保健学習推進委員会	…3
・養護教諭研修事業推進委員会	…4
・歯・口の健康づくり推進委員会	…6
虎の門	…7

会報をよくするため、読者のご意見を求めています。お葉書をお寄せください。

乞御回覧

校 長 教 頭 保健主事 養護教諭

P T A 会 長 副会長

平成12年度学校保健センター事業の概要

—各委員会活動の概要—

保健教育・歯科保健・保健室活動など

学校保健センター企画運営委員長 本 吉 鼎 三

2月22日、本年度の学校保健センター事業報告会が日本医師会館を会場に開催された。本事業は、文部省から委託された学校保健に関連する重要な実践課題の普及・推進をめざし、学校教職員・関連領域有識者等の参画した委員会です。所与の課題を可能な限り広く深く調査・研究・討議し、指導書・手引書・インターネットホームページ等にまとめ、それらを全国の学校や関連団体等に提供することによって、学校保健活動の充実・向上に資することを目的に、実施している。事業の実施には、全国各地の学校保健関係者（学校教職員・教育行政関係者、教育大学教授・学校医・学校歯科医・学校薬剤師など）の参画を得て、課題別に編成した委員会において調査・研究し、その成果を報告書・手引き書等にまとめて全国の学校に配布、さらに近年では、インターネットのホームページを介して、学校健康教育に関する情報の提供に努めている。

1. 保健学習推進委員会

小・中・高校の学校種別ごとに、保健学習の内容、授業展開例などの資料を、新学習指導要領と照合しつつ検討し、指導書の作成に取り組み、本年度は小学校向けの報告書（指導書）が完成した。

2. 薬物乱用防止教育関係委員会

(1) 薬物乱用防止教育指導者用ビデオ作成小委員会：指導者の参考に供するための、ライフスキル教育を取り入れたドキュメンタリー・ビデオ〔60分程度・小中高共通〕を本年度末までに完成する。

(2) 薬物乱用防止教育教材作成小委員会：小学生用ポスターについてはデザインの変更などを改訂。中学生・高校生用リーフレットについては、図表・イラスト・記述について若干の修正を加えた。

(3) 薬物乱用防止教育ホームページ作成小委員会：児童生徒用ホームページを13年4月頃までに完成予定。指導者・一般向けホームページについては、Q & Aの一部を改正した。

(4) 薬物乱用防止教育広報啓発活動推進小委員会（新規設置）一啓発ビデオを作成し、体育・スポーツイベント会場、主要駅等のオーロラビジョンで放映した。

3. 保健管理関係委員会

(1) 健康診断調査研究小委員会：学校健康診断の問題点および改正を要する部分についてのおおよその意見を集約し、「整理用メモ」を作成、これに従って、審議を深めている。

(2) 心臓・腎臓等管理指導小委員会：心臓検診・腎臓検診の普及、および体育科を含む学習指導要領の改訂にともなう学校体育での各運動種目の運動強度との整合性などをふまえ、現行の「区分表」を見直し、実用かつ有用性の高い「学校生活管理指導表」を作成した。13年度末までに最終案を完成する予定である。

4. 心因性視覚障害小委員会

心因性視覚障害に対する共通の認識づくりを目的にQ&A方式の学校現場向けマニュアルを作成した。

5. 保健主事資質向上委員会

保健主事の活動状況、保健主事制度の実情とその役割・処遇等を解明のための「実態調査」を実施することにし、そのための調査表の作成を行った。

6. 学校環境衛生推進委員会

学校環境衛生の認定基準の再検討に取り組み、新たな事項を追加した。また、水道水、EM補聴器、プール、照度、飼育動物の管理などについても、定期検査の目的・検査回数・検査事項・検査方法・判定基準・事後措置等をまとめた。また、学校現場の実情把握のため「学校環境管理調査」を実施した。

7. 新興・再興感染症対策研究委員会

本年度は、結核予防・撲滅のためのリーフレットを作成し、国公私高校生全員に配布した。

8. 養護教諭研修事業推進委員会

「養護教諭の保健に関する授業についての調査」「保健室来室者等への対応に関する調査」の2つの調査を行い、その後調査結果を多角的、関連的に分析・解説し、このほど、たいへん内容の濃い報告書がまとまった。

9. 児童生徒等歯・口の健康づくり推進委員会

平成12年度をもって一つの区切りになるため、これまでの実践結果をまとめ、かつ歯科保健教育の検討

事項を含め、センター事業報告会分科会で発表した。

10. エイズ教育調査研究委員会

(1) エイズ教育調査研究委員会：既刊のエイズ教育参考資料「みんなでいきるために」の見直しを行い、全面的な改訂版を作成した。

(2) エイズ教育情報ネットワーク小委員会：エイズの感染防止に役立つ小・中・高校別ホームページ

の作成に取り組み、とくに、わかりやすく、意欲的にアクセスしてもらえる解説・映像に力点をおくことにした。すでに、原案の作成を終わり、最終案について慎重な検討が続けられている。

11. 児童生徒の健康状態サーベイランス委員会

平成12年度は調査実施年あたり、設問を増やし一部を変更して実施した。

保健学習推進委員会

—「3・4年生から始める小学校保健学習のプラン」の作成—

保健学習推進委員会委員長 和 唐 正 勝

1. 委員会設置のねらい

現場の保健学習の改善を図るためにも、「生きる力」を育てる保健学習の開発がのぞまれている。本委員会は、新小学校、中学校学習指導要領（平成10年度12月告示）及び新高等学校学習指導要領（平成11年3月告示）に基づく保健学習の進め方について研究を行い、各学校における保健学習の改善に役立つ方策を検討し具体的にその開発計画を立案することにより、保健授業の改善に寄与しようとするものである。

2. 事業の経過

前年度は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領とそれに基づく新しい保健学習のあり方についての研究協議を実施して委員の共通理解を図るとともに、新学習指導要領に基づく新しい保健学習の具体例（授業案や資料等）を小学校・中学校・高等学校と開発するための具体的方策の検討を行った。

本年度は、本委員会を、新学習指導要領に基づく授業の展開例等の開発を行なうため、委員会を全体委員会と校種別に小学校小委員会、中学校小委員会、高等学校小委員会にわけ、活動を行なった。その結果、本年度は、主として小学校小委員会による「3・4年生から始める小学校保健学習のプラン—新学習指導要領に基づく授業の展開—」を作成し出版した。（資料参照）

次年度には、中学校及び高等学校のプランを出版の予定である。すでに新学習指導要領への移行措置も始まっている。本委員会の取り組みがこれらの新しい保健学習を生み出し、現場での保健学習の改善に役立つことを期待したい。

〔資料〕「3・4年生から始める小学校保健学習の

プラン—新学習指導要領に基づく授業の展開—」の主な目次

I. 小学校保健学習についてもっと知ろう

1. 新学習指導要領に基づく小学校保健学習の内容マップ
2. ここが変わったよ保健学習
 - Q1. 保健学習の基礎・基本とはなに？
 - Q2. 基礎・基本の徹底を図る学習指導で重視すべきことはなに？
 - Q3. 新学習指導要領における保健学習のおもな改善点はなに？
 - Q4. 3・4年生も保健学習を始めることになったのはどうして？
 - Q5. 3・4年生の「毎日の生活と健康」と今までの「健康な生活」とはどう違う？
 - Q6. 「体の发育」ではなく「育ちゆく体とわたし」となったのはなぜ？
 - Q7. 4年生の「思春期の体の変化」で留意する点は？（以下、略）
3. 楽しくやれるよ保健学習—方法・連携・評価—
 - Q16. 実践的な理解のために、どのような学習方法が求められる？
 - Q17. 誰と、どのように連携すればいい？
 - Q18. 保健学習の評価はどうすればいい？

II. こんな展開はどうですか

1. 3年生の展開例

单元名「毎日の生活と健康」

- (1) 第1時「毎日の生活の仕方①」
- (2) 第2時「毎日の生活の仕方②」
- (3) 第3時「体の清潔と生活環境」
- (4) 第4時「保健室の働きを知ろう」

2. 4年生の展開例

单元名「育ちゆく体とわたし」

- (1) 第1時「育ちゆく体の変化」
- (2) 第2時「体をよりよく発育・発達させる生活の仕方」
- (3) 第3時「思春期に起こる体の変化①」
- (4) 第4時「思春期に起こる体の変化②」

3. 5年生の展開例

单元名「けがの防止」

- (1) 第5時「こんなときは、どうすればいいの」

单元名「心の健康」

- (1) 第1時「いろいろな心があるね」

- (2) 第2時「心と体は、どのようにつながっているのかな」

- (3) 第3時「みんな悩んで大きくなるんだ」

4. 6年生の展開例

单元名「病気の予防」

- (1) 第6時「たばこって、何？」

- (2) 第7時「アルコールって、何？」

- (3) 第8時「薬物乱用って、何？」

参考になる文献

養護教諭研修事業推進委員会

—実践活動に役立つ指導資料の作成—

養護教諭研修事業推進委員会委員長 高 石 昌 弘

1. 委員会設置のねらい

少子高齢社会を迎えて、子どもたちを取りまく生活様式は多大な影響を受けて心や体の健康問題にも新しい課題が生じ、その深刻化が学校教育における重要な検討事項となっている。これらの問題の対応について、養護教諭の役割が益々重視されていることは周知のとおりである。保健体育審議会、教育職員養成審議会などの諸答申をみると、特に養護教諭に求められる資質として、カウンセリング能力、問題解決のための指導力、企画力、実行力、調整能力などが示されたことは特筆に値する。さらに、制度上の改正を経て、養護教諭に教科としての「保健」の授業を担当する教諭または講師としての兼職が可能となる途が開かれた。これらは、養護教諭制度発足以来の画期的な発展であり、そのための研修内容や、その体系化が不可欠と考えられる。

本委員会では、保健体育審議会答申をはじめとした関連審議会答申、これに基づく免許法の改正、さらに指摘されている新たな役割や求められる資質についての再確認を行った上で、学校における今後の実践活動に役立つ指導資料を作成することを目的として事業を進めた。

2. 事業の経過

まず、各種審議会答申や前期委員会報告などの内容分析を行った後、研修推進小委員会と保健室相談活動小委員会の2小委員会を構成し具体的な検討を進めた。なお、全体会では常に両小委員会の検討内

容を報告し合って意見交換を進め委員会全体の整合性を保つこととした。また、委員は2小委員会のいずれかに所属することとした。

(1) 研修推進小委員会

本小委員会では、養護教諭の特質や保健室の機能を生かした保健学習や保健指導への関わり方を調整した上で「養護教諭の保健に関する授業についての調査」を、平成11年9月に実施した。これは養護教諭が行う保健学習や学級活動・ホームルーム活動における保健指導の実施状況等を調査したものである。調査内容は、校種、養護教諭としての経験年数に加え、保健に関する授業の経験、指導力を高めるために受けたいと思う研修内容、養護教諭の専門性との関わり、日頃の実践内容についての自由記述である。

次いで調査票につき集計と分析を行い、これらを検討した上で本来の目的である資料作成の材料をまとめた。同時に資料の内容構成につき意見交換を重ね、とりわけ調査結果をどのように最終的な資料に生かすべきかを中心として検討を行った。そして最終年度には「養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の実践」と題する出版物の原稿を作成した。

(2) 保健室相談活動小委員会

本小委員会では、保健室登校に限定せず、保健室来室者を対象とし様々な職種が関わる中で中核的な役割を養護教諭に期待しつつ、一般教員にも理解され役立つような資料づくりをすることとし、「保健

室来室者等への対応に関する調査」を、平成11年9月に実施した。調査内容は校種、学級数などの他、保健室の諸条件に加えて大別し、「健康相談活動について」と「保健室登校への対応について」に分けられている。前者については、特に時間をかける割合の高い事項、背景に心の問題と関係がありそうな状態、個別相談の対象状況、欲しいと思っている資料や情報などが内容としてあげられており、後者については、保健室登校の実態につき質問した。

次いで集められた調査票につき集計と分析を行い、自由記述についてはKJ法により分類を進め有益な情報を得た。さらに最終年度には「健康相談活動のすすめ方—保健室登校を中心に—」と題する出版物の原稿を作成した。

3. 指導資料に関する報告書内容目次

「養護教諭の特質を生かした保健学習・保健指導の実際」

I. 今なぜ養護教諭による保健の授業か…

- 1) 養護教諭は保健学習にどのように関わればよいのか
- 2) なぜ養護教諭が保健学習をすることへの期待が高まったか
- 3) 児童生徒にどのような力を培えばよいのか
- 4) 教育課程の中に健康に関する指導をどう位置づけたらよいのか
- 5) 養護教諭の職務の特質や保健室で捉らえた問題・課題をどう授業の場で生かすか
- 6) 養護教諭の保健の教科の授業を担当する教諭または講師になる制度改正
- 7) 新学習指導要領と養護教諭

II. 養護教諭の職務の特質を生かした「保健学習・保健指導」の授業の進め方

- 1) 養護教諭の職務内容を知る
- 2) 保健室の機能を知る
- 3) 保健の授業（保健学習・保健指導）を進める場合のポイント
- 4) 指導計画の立て方（単元計画を含む）
- 5) 学習指導案作成の仕方
- 6) 楽しい授業・手応えのある授業を創り出すための授業づくり・教材づくり
- 7) 学習指導の方法
- 8) 評価・評定の考え方

III. 養護教諭が行う保健学習・保健指導の実際

- 1) 保健学習の指導例
- 2) 保健指導の指導例

IV. 「養護教諭の保健に関する授業についての調査」結果の分析と考案

V. 今後の研修プログラムの方向性 資料編

「健康相談活動のすすめ方—保健室登校を中心に—」 序章

- 1) 学校教育の中での保健室
- 2) 保健室の機能と学校での位置づけ
- 3) 養護教諭の役割

I. 健康相談活動

- 1) 健康相談活動の基本姿勢
- 2) 健康相談活動のすすめ方
- 3) 継続的に相談活動をすすめる
- 4) 専門機関との役割分担

II. 保健室登校

- 1) 保健室登校について
- 2) 保健室登校の教育的意義について
- 3) 保健室における対応
- 4) 保護者への支援
- 5) 校内外の連携・協力体制
- 6) 心が落ち着き、安心感のある保健室
- 7) 自己肯定感、自尊感情（セルフエスティーム）を高めるための保健室の支援・役割

III. 児童生徒理解のために

- 1) 身体的問題を中心に
- 2) 精神的問題を中心に
- 3) 養護教諭の力量を高めるために
- 4) 健康相談活動をすすめるための力量—研修の目的と健康相談活動を見直すために—
- 5) 健康相談活動記録の分析・検討によって力量を高める
- 6) 専門機関の特徴及び利用方法

資料編 保健室来室者等への対応に関する調査集計結果（平成11年度）

4. 終わりに

上記の内容を盛りこんだこれらの報告書は、養護教諭の行う今後の実践活動に活用しうる指導資料となるような出版物の刊行に結びつける素材である。本年2月22日に開催された平成12年度学校保健センター事業報告会で、白表紙報告書として提示し、本委員会の活動内容を説明した。参会者の意見を参考として修正を重ね、出版物の作成につきさらなる充実を図るつもりである。

最後にこれらの報告書作成に当たり、終始、多大

なご努力を惜しまなかった委員の皆様はもちろん、適切なご指導とご支援を賜った文部省および学校保

健会の関係者に心から感謝申し上げる。

歯・口の健康づくり推進委員会

—推進地区「実践事例集」および啓発資料の作成—

委員長 安 井 利 一

1. はじめに

乳歯から永久歯への交換時期、あるいは永久歯の萌出時期にある幼児、児童、生徒にとって歯・口の健康づくりを実践することは、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うために極めて重要である。そのため、家庭と学校は連携して児童生徒等が歯・口の健康づくりに関心をもち、自己の課題解決に必要な態度や習慣を身につけることができるようにしなければならない。したがって、児童生徒等およびその保護者を対象として、歯・口の自律的あるいは他律的管理の在り方、食生活の工夫、有効なプラークコントロール方法の実践、う歯および歯肉炎等への早期対応の徹底など歯・口の健康増進・健康管理に必要な資料の作成・配布、講習会の開催等の啓発活動や実践活動等の事業を行ない、その成果を全国的に普及して学校歯科保健活動の充実に資すること等を本委員会の目的としている。本委員会は、平成7年度より実施されている学校保健法施行規則の一部改正の趣旨に鑑み、学校歯科保健活動が児童生徒の一生にわたる健康づくりの基礎となるよう、その活動内容を明確化することをねらいとしている。歯・口の健康は、児童生徒が自分の目で直接確認することができる唯一の器官であるとも言える。そのため、自らの健康問題を発見し、そして解決する努力を行い、さらに評価できるという一連の健康づくりの過程を身につけられる教育的価値が大きいと考慮されるため、積極的に学校現場で利用できる方法論を確立する必要を感じている。

2. 事業の経過

(1) 委託県の設置

本事業の目的を達成するために保健教育の在り方について検討を行ない、その検討内容を基に8県での委託事業を実施した。委託県は、群馬県、千葉県、山梨県、福井県、奈良県、鳥取県、島根県および長崎県である。本委員会は、委託県の学校歯科保健活動の推進事業に対して指導助言を行なう。委託され

た8県においては、推進協議会等を設置し、実施地区および当該地区推進中心校の選定ならびに連絡調整を行なうとともに「歯・口の健康づくり推進実践事例集」および啓発資料等の作成についても検討を行なう。これらの地区においては、推進中心校として幼稚園、小学校および中学校の各校1校を含む3校以上とする。さらには、幼稚園、小学校および中学校の一貫した歯・口の健康づくりに関する保健指導の指導計画等を作成し、その計画に基づき推進中心校または推進校は学校歯科保健活動を展開する。また、地域関係機関・団体等と連携して、保護者に対しても事業を展開する。

(2) 委員会の活動内容

歯・口の健康づくり推進委員会は各年度3回開催し、さらに、資料集の作成のために小委員会を6回開催した。また、委託県との連絡調整会議を2回実施した。

推進委員会では、今期の推進委員会の中心課題である資料づくりの具体的作業を実施することとした。また、委託県事業に関しては、連絡調整会議において2班に分かれて可能な限り長時間、委員と討議できる機会を持つようにした。なお、資料集については、下記の合意の下、その名称を「生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり」とし、さらにサブタイトルを「総合的な学習の時間で何ができるの?」として、総合的な学習の時間での歯科保健の実践的活用資料を提供することとした。

①資料集については総合的な学習の時間に焦点を絞る。

②資料集は学校で使用する際に活用性の高いものに仕上げる。

③小学校、中学校の事例を作成する。

④今後の高齢化社会を見据えた上での検討が必要である。

⑤長期的維持管理の視点が重要である。

(3) 資料「生きる力をはぐくむ歯・口の健康つく

り」の内容

本資料は、学校における歯科保健活動の基本である保健教育と保健管理の有機的な協調を基盤としつつ、新しい学習指導要領での「総合的な学習の時間」に歯・口を課題として、広く自然科学や社会科学の領域と連携を保つ方向性を志向することとした。すなわち、本資料では、小学校および中学校での「総合的な学習の時間」での取組みの活用例をあげながら、前提としての保健学習や保健指導の発展として「総合的な学習の時間」を位置づけし、各学校での「総合的な学習の時間」の展開に役立つような内容を目指すこととした。

目 次

1. 歯・口の健康づくりの意義
2. 「総合的な学習の時間」における歯・口の健康づくり
3. 「歯・口の健康づくり」教育活動における取組み
4. 「総合的な学習の時間」学習プラン
5. 児童生徒の「調べ学習」に参考となるホームページ・アドレスと書籍
6. 参考資料、委員会委員名簿
3. まとめ

生涯にわたる健康の保持と増進の基盤形成時期と

して、学校保健活動は今後さらに重要な意義をもつこととなる。そのなかでも、学校歯科保健活動は児童生徒にとっては抽象的概念である健康というものを、自らの問題として認識し、自らの持つ課題を発見して解決する方策を考えるという実学として大きな意味を有している。自律的健康づくりの姿勢は「たくましく生きる」ことの第一歩であり、かつまた、生に対する畏敬の念も表出するきっかけともなる。学校教育の改革にあたり、保健学習、保健指導あるいは「総合的な学習の時間」のなかで、学校保健活動が有効に機能することによって、児童生徒の健康づくりの戦略設定もより高度のレベルで可能になるのではないかと思慮される。このたびの学習指導要領の改訂により、「総合的な学習の時間」が新設されたのに伴い、学校歯科保健活動も更に発展して児童生徒の健康づくりに寄与できるものと考えられる。本委員会は平成10年度から3年にわたり、21世紀に展開されるべき学校歯科保健活動の在り方を一に「児童生徒の健康と幸福」の視点から検討してきた。各委員の熱い思いが資料集として結実したと思う。また、委託県の優れた活動も我が国の学校歯科保健活動の力強さを感じさせるに十分であった。

虎の門 (58)

母子健康手帳を大切に

わが国では、妊娠すれば母親に対し母子健康手帳が交付されます。生まれてくる子どもの、からだの歴史は母子健康手帳に始まるのです。あなたは個人のプライバシーにもあたるこの大切な手帳がどこにあるか知っていますか。いま、おとなの人に聞いてみましょう。たとえば、麻疹（ハシカ）に罹りましたか。或いは予防接種はしましたか。それはいつ頃です

かと。不明ならばお母さんに聞いてみましょう。でもわからないことが多いのです。それは就学してから手帳をほとんど使用しなくなるからです。これらは小児の感染症（うつる病気）も子どもに限らず成人に出現したり、予防するワクチンも何回か接種したり、複雑になっていきます。母子健康手帳に記載される個人の健康記録は小児期から成人へ移行する疾病も少

なくないこともあって大切に一括して整理しておきたいと思います。生活習慣病などでも、満6歳までの記録や、学校保健の資料が、一生にわたる健康の確保と増進に役立つことは間違いありません。自ら母子健康手帳をうまく保存し、連続して利用することをすすめたいと考えています。

（編集委員長 内藤昭三）

からだに必要な 水分とイオンの補給に

（財）日本学校保健会推薦



ポカリスエット

商品に関するお問合せは
大塚製薬株式会社 03-3292-0021
ホームページ <http://www.otsuka.co.jp/>

新1年生入学の季節です。
水分補給教材（小冊子・ビデオ等）の無料送付をご案内しております。下記までお問合せ下さい。

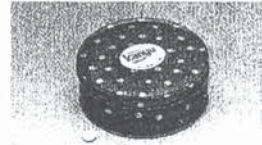
お問合せ：健康と料理社 東京都千代田区九段南 4-7-19 TEL03-5275-6838／担当 河西・石巻

カワイ肝油ドロップ

発育期に欠かせないビタミンが凝縮されたカワイ肝油ドロップは、「わんぱく」を応援します。



ビタミンA・D+ビタミンC



ビタミンA・D+カルシウム



製造 河合製薬株式会社 販売 河合製薬株式会社
東京都中野区中野6-3-5 ☎03-3365-1156(代)



学童の集団検尿に、 エームス尿検査試験紙。

エームス尿検査試験紙

ネフロスティックス-L

体外診断用医薬品

バイエル メディカル株式会社
東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
販売元:

三共株式会社
東京都中央区日本橋本町3丁目5番1号

JU2099-S

いつも暮らしの中に
LION

食べたらみがこう!

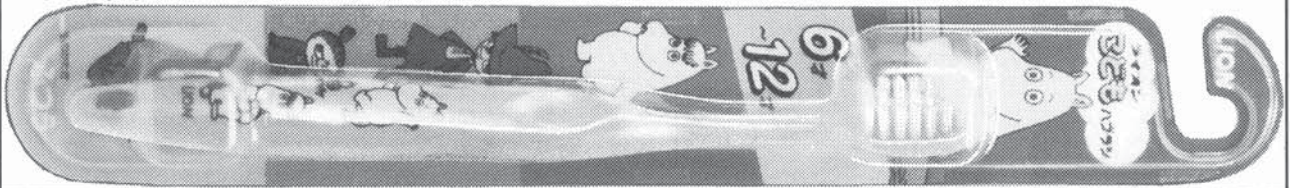
食べたらしっかり歯をみがいて、ムシ歯を防ぎましょう。

●6~12才用

推薦

日本学校保健会

ライオン
こども
ハブラシ



目にやさしい、手間いらずの安心管理

プール用殺菌・消毒剤

ネオクロール

特長

1. 持続性タイプと速効性タイプの2種類の消毒剤があります。
2. 速効性タイプのネオクロール・ニュー・S、ネオクロール・T-20Sは
プールへ直接投入しても脱色のおそれはほとんどありません。
3. 包装単位も小さく、持ち運びが容易です。



四国化成工業株式会社

東京 03-5640-4113 大阪 06-6282-1441

様々なプール環境に対応する



多様な商品をご用意しています